

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**急成長するメルカリが重用する
「リファラル採用」のメリットとは？**

求人媒体を活用した採用活動は、応募者の分母が多くなりすぎるため、ニーズに合う人材を見つけ出すのに時間とコストがかかる。そうしたリスクが少ないことから、近年用いられるようになった採用手法が「リファラル採用」。リファラルは、英語で「紹介」の意味。社員が自分の会社に適正があると感じる人や、必要な能力を持っている人を紹介し、選考する方法である。現在、アメリカの企業の約 85%が何らかの形でリファラル採用を行っているとのデータもあり、日本でもベンチャー企業を中心に導入企業が急増中だ。その成功例として注目されているのが、フリマアプリで急成長し、2016 年 6 月期の売上高が 122 億 5600 万円を記録した株式会

社メルカリ。同社のリファラル採用は全体の約 6 割。自社メディアで 1 日 2 本以上の記事を発信するほか、勉強会も頻繁に開催し同社に興味を抱く人材との出会いの場を創出している。そうした場で社員が話をしたり、記事を執筆することで、自らの業務を見直し、自社に対するプライオリティを形成することにも役立っているという。さらに、面接も人事担当ではなく、現場社員や担当役員が行う。社員の誰もが自社について語るができることの証左であり、自社への満足度が高いことの表れでもある。「リファラル採用」という手法を上手に活用するには、従業員満足度を向上させることが前提条件のひとつと言えるかもしれない。

**買換えの特例、「事務所等」を除外
9号買換えは、7号買換えに変更**

特定の事業用資産の買替えの特例は、2017 年度税制改正において見直しを行った上、適用期限が 2020 年 3 月末（個人は 2020 年 12 月末）まで延長される。これまで 1 号買換えは、既成市街地等内にある事務所若しくは事務所として使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地で所有期間 10 年超のものを譲渡して、既成市街地等以外の地域内にある土地等、建物等又は機械装置に買い換えた場合に特例の適用が認められてきた。この 1 号買換えの見直しでは、譲渡資産の対象から、事務所として使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等が除外される。また、買替資産の対象から、立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地域内にある

誘導施設に該当するものに係る土地等、建物及び構築物が除外される。

また、2 号買換え（市街化区域又は既成市街地域等の内から外への農業用資産の買換え）と 7 号買換え（農用区域内の農業等の集積のための買換え）には、ともに経過措置を講じた上で適用期限をもって廃止される。そのほか、最も使い勝手が良いとされる、長期所有の土地、建物等から国内にある土地等への買換えの 9 号買換えは、7 号買換えに変わるなどの見直しが行われ、これまで 10 あった特例措置が 8 措置に減少する。かつては適用者が多かった買替特例は、改正のたびごとに使い勝手の悪い特例措置になりつつある。